令和 2 年 1 月 11 日

自治連合会あり方答申

自治連合会のあり方を改革する委員会（自治連特別委）

1．答申にあたって

日吉台学区民の人口構成は現在、約半数が 65 歳以上となり、急激な地域社会の高齢化に直面している。しかも第 2 世代の多くは域外に転出し、典型的な少子化も進行している。そのために、地域社会の将来を見定めつつ、地域の自治組織である日吉台学区自治連合会のあり方を改革していくことが求められている。本委員会はこうした課題に応えるために、2018 年 8 月以降、検討作業を続けてきた。

言うまでもなく、少子高齢化は、地域自治の担い手が高齢化し、漸減することであり、地域社会や地域自治への参加の困難や意欲の減退を引き起こす要因になっている。そのため、自治会員の負担の軽減をはかるための役員の職務内容や分担の見直し、自治連合会活動の継続性を担保する役員の選任方法や任期の見直し、各種会合のスリム化や情報化、事務局体制の整備、さらには各種の事業、行事の厳選や内容の見直しなどが求められている。本答申はこうした点に注目しつつ、新たな自治連合会組織のあり方を提案した。 もちろん、自治連合会をめぐる環境は、こうした自治会活動の負担や持続が困難な側面だけではない。さまざまな自治会活動や地域社会への参画を通じて自らの健康や生きがいづくりを進め、これまでの人生で養ってきた多様な能力を地域社会に生かす機会が生まれ、さらに第 2 世代の若年層も徐々に増大する中で、世代間交流が進みだすといった積極的な側面も現れている。つまり、日吉台という地域社会に暮らす私たちにとって、個人や家族が孤立せずに、可能であれば協働し、求めがあれば共助し、安らぎの中で暮らせる（＝共生きの）場や機会を作っていくことは自治連合会の本来の機能であり役割であるとさえ言えよう。

なお、本答申は自治連合会組織の運営や役員の選出と役割などについて、必要な会則改訂などを提案するにとどまり、各種の事業や行事そのものの厳選や内容の見直しなどは行えなかった。運動会や夏祭り、文化祭などはそれぞれに歴史と伝統を形づくっている。今後も住民相互の親睦と交流を深めていくイベントとして、体育振興会や実行委員会との協議をはかりつつ可能で継続的な開催を進めて頂きたい。

また、本委員会は、別の答申(2019 年 9 月 12 日)において、大津市が提起した市民センター改革案に対する強い懸念を表明している。引き続き、市民センター機能の縮小再編やコミュニティセンター構想をめぐる動きも進んでいくと思われる。こうした動向にも注意を払いつつ、信頼され、持続する自治連合会の発展を望みたい。

2.　自治連合会の組織、会議に関する提案（括弧内は該当する規約条項、矢印以下は補足説明）

① 会長、副会長(会長補佐)、事務局長、同次長による執行部を新設する。（第 9 条に条項追加）
→ 会長の職務と権限の分散および自治会運営の効率化、機動化

② 定例協議会は定期開催を規定せず、必要に応じて会長が招集するものとする。（第 32 条の 2）
→ 実情に合わせた負担軽減

③ 2 項の変更に伴い、「定例協議会」の名称を「連絡協議会」に変更する。（第 8 章）
→ ②に伴う名称変更

3. 自治連合会の役員の選出ならびに分担に関する提案（同上）

① 役員については副会長（1 名）を会長補佐として明確に位置付ける。 また、現行副会長と呼称している行事担当については行事担当役員（2 名）とする。 また、環境衛生担当を役員として明記する。（第 9 条、第 11 条、第 11 条の変更に伴う第 16 条第 2 項の変更）

② 第 12 条を分割し、役員任期 1 年の規定を独立条項とし、再任に関する事項を別項として独立させる。その上で会長の任期については、現行「継続して 3 年を超えることはできない」を「継続して 5 年を超えることはできない」と変更する。（第 12 条、第 12 条 2～4 項）

→ 在任期間 3 年では不十分という意見があり 5 年としたが、一方で長期在任の弊害を懸念する意見もあり、連合会でのさらなる議論が必要

③ 事務局長の役割記述の中に補佐としての事務局次長の役割を明記する。 また事務局を設置し、自治連役員会が指名し依頼する事務局員を置くことができることについても明記する。（第 11 条の 3、第 26 条に事務員選任に関する細目追加）

→ 事務局長の負担軽減

④ 会長および事務局長の候補者については、前年度の役員会で人選するものとする。（役員選任規程 1 条）

⑤ 執行部役員については複数年度の継続が望ましい」ことを明記する。（役員選任規程 1 条）

→ 円滑で継続的な自治連合会運営の実現

4. 自治連合会の運営に関する提案（同上）

① 執行部は日常的な自治連の運営・執行にあたる。（第 9 条に条項追加）

② 夏祭り、運動会等の自治連合会主催行事については開催の是非を含めた実施検討を行い、継続実施の場合も負担軽減の観点から一部作業の外部化などについても検討する。

③ 総会については総会議案の簡素化や資料作成の外部化を検討すると共に、分かりやすく、参加しやすい運営をはかる。

④ E メール等の活用による連絡事務などの軽量化や、ホームページによる情報の共有化を進める。また自治連合会事務の軽量化のために、アルバイト雇用等による事務作業の外部化もはかる。

⑤ 回覧・広報配布の負担軽減に向けて、情報の統合や、市広報のタイミングと合わせた回覧回数の月 2 回化を目途とする。

5．その他の会則変更の提案（同上）

① 入会、退会につき実態として入会、退会の申込書が使用されていないため、この部分を実情に合わせて変更（第 7 条、第 8 条）

② 役員会への会員の傍聴の明記（第 25 条の 2 追加、第 32 条の 3 変更）

→ 役員会の傍聴に関して、現在は定例協議会の条項に記載されているため